

議第57号

京都市里道管理条例の一部を改正する条例の制定について

京都市里道管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市里道管理条例の一部を改正する条例

京都市里道管理条例の一部を次のように改正する。

別表第12条第1項第1号に掲げる工作物の項中「3,500」を「3,700」に、
「1,800」を「1,900」に、「2,100」を「2,200」に、「210」を「220」に改め、

同表第12条第1項第2号に掲げる物件の項中

190	95
240	120
370	190
490	250
870	440
1,200	600
2,000	1,000
1,100	550

を

200	100
250	130
390	200
510	260

910	460
1,200	600
2,100	1,100
1,200	600

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市里道管理条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まり、施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

提案理由

里道の占用料の適正化を図る必要があるので提案する。